

# 新型コロナウイルス感染症に係る国の認定、保証制度早見表

令和2年6月26日現在  
富山県信用保証協会

<ご案内>  
新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模事業者さまの資金繰り支援策として、セーフティネット保証4号（地域指定）、同5号（不況業種指定）及び危機関連保証（全国的な信用収縮）が発動されました。（セーフティネット＝SN）  
これに伴い、一般保証とは別枠となる特別保証をご用意いたしております。

国の認定基準業種	セーフティネット4号 地域指定（47都道府県） 全業種（R2.9.1まで）	セーフティネット5号 全国的な不況業種指定 全業種（R2.6.26時点）	危機関連 全国的な信用収縮 全業種（R3.1.31まで）
要件	・指定地域において1年以上継続して事業を行っていること かつ ・原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	・最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少 ※2 または ・原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない	・原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少、かつ、その後その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること
保証限度額	一般保証とは別枠で2億8,000万円 ※3	2億8,000万円 ※3	一般保証とは別枠で2億8,000万円 ※3
保証割合	100%保証	80%保証	100%保証
モニタリング	無し	無し	有り

保証制度	県制度要件	保証限度額	保証期間 (据置期間)	添付書類 (原本)	借換パターン			上段：保証料率 下段：融資利率	上段：保証料率 下段：融資利率	上段：保証料率 下段：融資利率
					借換できる制度	真水	事業計画書			
協会 セーフティネット保証 (経営安定関連保証)	—	2億8,000万円 (うち無担保 8,000万円)	定めなし	SN認定書	原則として 全制度対象	○	必要	年0.80%	金融機関所定	—
協会 危機関連保証	—	2億8,000万円 (うち無担保 8,000万円)	10年以内 (2年以内)	危機関連 認定書	※4	—	不要	—	—	年0.80%
県 新型コロナウイルス 感染症対応資金保証	①SN4号の認定を受けたもの (令和二年新型コロナウイルス感染症に 係るものに限る) または ②SN5号の認定を受けたもの (売上減少等を要因としないものを除く) または ③危機関連の認定を受けたもの (令和二年新型コロナウイルス感染症に 係るものに限る) (注) 特別小口保険に係る保証を除く(①～③)	4,000万円	10年以内 (5年以内) ※5	SN認定書 または 危機関連 認定書 + 県制度 申込書 + 金融機関 ※6 チェックシート	原則として 全制度対象 ※7	○	不要	ゼロ ※8 (保証料補助10/10)	ゼロ ※8 (保証料補助10/10)	ゼロ ※8 (保証料補助10/10)
県 経済変動対策 緊急融資保証	①最近3か月の売上高等が前年同期比で 5%以上減少 または ②原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない または ③新型コロナウイルス感染症に起因して、最近 1か月の売上高等が前年同月に比して5%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれること	①又は②に 該当 8,000万円 ③に該当 1億6,000万円 (①、②及び新型コロナ ウイルス感染症対応資 金 保証との合算限度)	7年以内 (1年以内)	SN認定書 または 危機関連 認定書 + 県制度 認定書	—	—	—	年0.50% ※9	年0.50% ※9	年0.50% ※9
県 緊急経営改善 資金保証	①最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の 同期に比べ5%以上減少しており、経営改善計 画を策定していること または ②新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、 事業に影響を受けた中小企業者であって、最近 1か月の売上高等の実績と、その後2か月を含む 3か月の売上高等の見込みが、対前年同期比5%以上 減少しており、経営改善計画を策定していること	小口枠 2,000万円 一般枠 8,000万円	10年以内 (1年以内)	SN認定書 または 危機関連 認定書 + 県制度 認定書	県制度のほか、 保証付借入金も可 借換回数 ①に該当：2回まで ②に該当：3回まで ※4	①に該当 借換と同額まで (上限1,000万円) ②に該当 借換と同額まで	必要	年0.50% ※9	①に該当：年1.70%以内 ②に該当：年1.25%以内	年0.50% ※9
富山市 緊急経営基盤安定 資金保証	①最近1か月の売上総利益が前年同期比減少 または ②最近1か月の売上原価が前年同期比上昇 または ③新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1か月の売上高が前年同期比5%以上減少して おり、本資金の利用により、経営の安定が見込ま れること または ④医薬品配置販売業者で、新型コロナウイルス感 染症の影響により、最近1か月の売上高が前年同 期比5%以上減少しており、本資金の利用によ り、経営の安定が見込まれること	①又は②に該当 4,000万円 ③に該当 5,000万円 ④に該当 5,000万円	①又は②に該当 8年以内 (6か月以内) ③に該当 10年以内 (1年以内) ④に該当 10年以内 (3年以内)	SN認定書 + 富山市制度 認定書	富山市制度	○ (真水の利用 可)	必要	年0.80% ※9	①又は②に該当：年1.20% ③又は④に該当：年1.20% (市全額補助)	年0.68% ※9

- ※1 創業1年未満の事業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障をきたしている創業者等も利用できるように、認定基準について運用が緩和されています。
- ※2 時限的な運用緩和として、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月の売上高等の減少でも利用可能となります。
- ※3 セーフティネット保証（4号、5号）及び危機関連保証の合算で5億6,000万円ご利用いただけます。
- ※4 セーフティネット4号及び危機関連の認定を受けた場合は100%保証のため、借換元（既往債務）が80%保証のものは、当該保証で原則借換できません。
- ※5 据置期間が1年を超える場合、国の認定にかかわらず、据置期間中のモニタリングが必要となります。
- ※6 本制度については国の認定書のほか、県制度利用申込書・金融機関チェックシート（保証協会宛）が必要となります（県制度認定書は必要ありません。）。
- ※7 別紙「富山県新型コロナウイルス感染症対応資金保証パターン別の借換元について」をご参照下さい。
- ※8 条件変更に伴い追加して生じる保証料については、事業者負担となります。 ※9 国の認定による別枠を利用されない場合は、0.35%～1.05%となります。

## 【事務手続フロー】

・国の認定における申請市町村 法人：登記上の住所地又は事業実態のある所在地 個人：事業実態のある所在地（住民票の登録地ではないことに注意）  
(注) 新型コロナウイルス感染症対応資金保証に係る国の認定書については、手続きの迅速化を図るため、原則としてお客さまに代わって金融機関が代理申請を行うこととなります。

